資料２

いすみ市新入学児童軽量ランドセル配布事業

事業者選定基準

令和６年６月

いすみ市

— 目次 —

第１　総則 1

第２　事業者選定の概要 1
1. 事業者選定の手順 1
2. 審査の方法 2
3. 審査の体制 2

第３　一次審査（資格審査） 2

第４　二次審査（提案審査） 2
1. 提案価格の適格審査 2
2. 提案書類等の審査 2

第５　最優秀提案の選定 4

第６　最優先提案者の決定 4

第１　総則

本事業者選定基準（以下「本書」という。）は、いすみ市（以下「本市」という。）がいすみ市新入学児童軽量ランドセル配布事業（以下「本事業」という。）の民間事業者の募集及び選定に当たり、応募しようとする者に交付する実施要領と一体のものである。

また、本書は、事業者の選定にあたって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し選定するための方法、基準等を示すものである。

第２　事業者選定の概要

1.　事業者選定の手順

事業者選定にあたっての手順は、次のとおりとする。

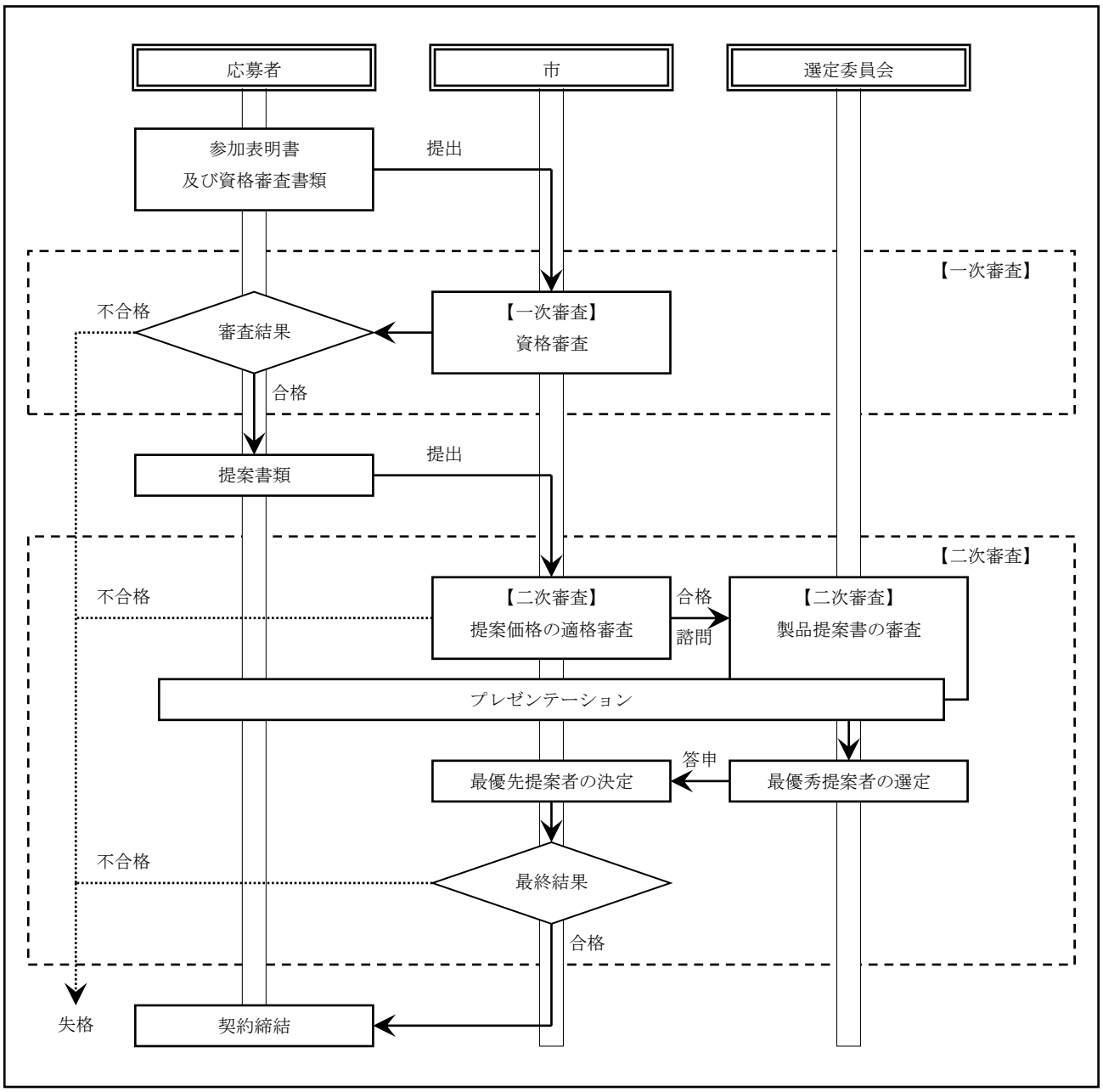

2.　審査の方法

事業者選定に当たって、二段階の審査により実施し、一次審査として資格審査を、二次審査として提案審査を行う。なお、応募者が１者の場合も、資格審査及び提案審査を行うものとする。

3.　審査の体制

審査に当たっては、一次審査をいすみ市入札参加資格審査会、二次審査を本市が設置した「いすみ市新入学児童軽量ランドセル配布事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

第３　一次審査（資格審査）

応募者が備えるべき参加資格の要件（実施要領に規定されている要件）を満たしているかどうかの確認審査をいすみ市入札参加資格審査会にて行う。1 項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（参加資格がない）とする。

第４　二次審査（提案審査）

事業者選定基準に関する審議並びに応募者より提出された提案書類の審査を選定委員会にて行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

1.　提案価格の適格審査

提案書に記載された提案価格が、提案金額の上限価格の範囲内であることを確認する。上限価格を超える場合は、失格とする。

2.　提案書類等の審査

「表１　評価項目と配点」に示す評価項目、審査の視点及び配点に従い、応募者の製品提案書及びプレゼンテーションの内容について評価し、得点化する。

なお、得点化に際しては、「表２　各審査項目の得点化基準」に示す得点化基準により、得点を付与する。

但し、選定委員による製品評価点の平均が 60 点未満の場合、選定の対象としない。

表１　評価項目と配点

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点		様式
製品評価	事業遂行能力	事業の実施体制	・本事業の実施体制として、事業を遂行するうえで十分な体制が整っているか。（３年間の事業計画、進捗管理等）	６	１２	6-2
		事業実績	・類似事業の実績があるか。（学校や自治体等への販売実績等）	６		6-3
	製品内容	デザイン等の工夫	・児童が背負っても違和感のないユニバーサルデザインへのこだわりや工夫が提案されているか。 ・タブレット端末や水筒等が収納しやすいか。また、容量は十分か。	１０	５４	7-1
		色合い	・ランドセルとして色合いが適しているか。 ・多様な色の種類があるか。	８		7-2
		安全性	・ショルダーストラップの調整機能など、背負いやすく、ずれない等、体の負担を少なくする工夫がされているか。	１０		7-3
		基本的な機能	・基本仕様の装備において、反射テープや防犯ブザーの取付位置など、使用する児童が使いやすいように配慮がされているか。	１０		7-4
		耐久性	・防水機能等により、雨等による水の浸透を防ぐ工夫が施されているか。	８		7-5
		独自提案	・独自の機能がある場合、その内容が児童にとって有意義なものとなっているか。	８		7-6
	品質向上管理等	品質向上の取組	・品質保証年数や故障時の対応方法が提案されているか。	１０	２２	8-1
		市独自性	・市の名称又は市章のデザイン等を付するための工夫があるか。 ・転売防止の工夫がされているか。	６		8-2
		環境等への配慮	・成果品にSDGs（エスディージーズ）等の取組がされているか。	６		8-3
	地域貢献その他	市内事業者の協力体制	・今後、市内事業者と協力体制をとって事業を行うなど、地域経済への貢献に効果的な取組みが計画されているか。	６	１２	9
		提案の魅力性	・提案内容が適切に発表されたか。また、特筆すべき提案があるか。 ・事業に取り組む姿勢が熱心か。	６		－

表２　各審査項目の得点化基準

評価	評価基準	点数化の方法
A	提案が具体的で優れている	配点×1.00
B	提案が具体的で優れている	配点×0.75
C	提案が具体的ではあるが標準的である	配点×0.50
D	提案が具体的ではあるが標準を下回る	配点×0.25
E	提案が具体的ではない	配点×0.00

3.　価格評価点の算出方法

提案価格は、次の方法により得点化し、価格評価点とする。

(1) 価格評価点は 30 点満点とする。

(2) 下式により、提案者のうちの最低提案価格の提案者の提案価格に対する割合を用いて価格評価点として算出する。有効桁数は小数第二位、小数第三位は四捨五入する。

価格評価点＝｛(提案者のうちの最低提案価格）／（提案者の提案価格)｝×30 点

第５　最優秀提案の選定

選定委員会は、「第４　2.提案書類等の審査」の規定に従い、算出した得点の合計得点が最も高い提案をした最優秀提案者と次に高い提案をした優秀提案者を選定し、本市に答申する。

第６　最優先提案者の決定

本市は、上記審査の結果により選定された最優秀提案者及び優秀提案者を決定し、最優秀提案者を契約の優先交渉権者として決定する。但し、最優秀提案者が事業契約を締結しない場合は、本市は次点提案を行った優秀提案者と事業契約の交渉及び締結の手続きを行う。

提出された製品提案書を審査した結果、いずれの提案も別添資料「資料１　発注仕様書」で示した仕様等を満たしていないと判断した場合は、優先交渉権者の決定を行わない場合がある。